

Press Release

報道関係者 各位

令和3年11月29日

【照会先】

栃木労働局労働基準部賃金室

室長 平井 秀雄

賃金主任 小川 尊司

(電話) 028 (634) 9109

栃木県特定最低賃金を改定

～ 令和3年12月31日から発効します ～

本日、栃木労働局長（藤浪 竜哉）は、5の産業に設定されている栃木県特定最低賃金を時間額で下表のとおり引き上げて、令和3年12月31日から発効することを決定しました。

今後、栃木県内で事業を営む関係事業者及びその関係事業者に使用される労働者の皆様に知っていただくことはもとより、多くの栃木県民の皆様に知っていただくことが重要と考えており、幅広く周知広報を行います。

栃木県特定最低賃金の件名	改定額 (時間額)	引上げ額	現行額 (時間額)
栃木県塗料製造業最低賃金	992 円	27 円	965 円
栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	939 円	26 円	913 円
栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	940 円	27 円	913 円
栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金	947 円	27 円	920 円
栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金	940 円	28 円	912 円
栃木県各種商品小売業最低賃金	令和3年度改正はありません。 令和3年10月1日以降、栃木県最低賃金 (時間額 882 円) が適用されています。		

※「特定最低賃金」は、特定地域内の特定産業について定められています。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、高い方の最低賃金が適用されます。

栃木県の最低賃金

使用者も、労働者も、必ずチェック！

※ 最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。

地域別最低賃金

効力発生日：令和3年10月1日

栃木県最低賃金	時間額(円) 882	特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。 (一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。)
---------	----------------------	---

特定最低賃金

効力発生日：令和3年12月31日

最低賃金の件名	最低賃金 時間額(円)	適用産業 (日本標準産業分類(平成26年4月1日施行) による)	適用除外労働者 (18歳未満又は65歳以上の労働者は 栃木県最低賃金が適用されます。)
塗料製造業	992	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後3月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 に主として従事する者
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具 製造業	939	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業(建設 用ショベルトラック製造業、 繊維機械製造業(縫製機械製 造業を除く。))を除く。 E271 事務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具 製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう ち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は 電線の切り・被覆のはく離・組線・ 結束・組付けの業務
電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業	940	E28 電子部品・デバイス・電子回 路製造業 E29 電気機械器具製造業(電池製 造業、電気計測器製造業、そ の他の電気機械器具製造業 を除く。) E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後6月未満の者であって、 技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務(これらの業務のう ち流れ作業の中で行う業務を除く。) に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは 小型手持動力機を用いて行う熟練を 要しない簡易な組立て、穴あけ、 かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の 切り・被覆のはく離・組線・巻線・ 結束の業務
自動車・同附属品製造業	947	E311 自動車・同附属品製造業	(注1)「自動車・同附属品製造業」において は、手作業により又は手工具若し くは小型手持動力機を用いて行う 熟練を要しない穴あけ、かしめ又 は電線の切り・被覆のはく離・ 組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の(選別又は)検査の 業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰 め、箱詰め(又は運搬)の業務 (注2)「(選別又は)」及び「(又は運搬)」に ついては、「自動車・同附属品製造 業」において除く。
計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具 製造業、医療用機械器具・医 療用品製造業、光学機械器 具・レンズ製造業、医療用計 測器製造業、時計・同部分品 製造業	940	E273 計量器・測定器・分析機器・ 試験機・測量機械器具・理化学 機械器具製造業(理化学機 械器具製造業を除く。) E274 医療用機械器具・医療用品製 造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E2973 医療用計測器製造業(心電計製 造業を除く。) E323 時計・同部分品製造業	
各種商品小売業	令和3年度改正はありません。 令和3年10月1日以降、栃木県最低賃金(時間額882円)が適用されています。		

* それぞれの産業において、①管理、補助的経済活動を行う事業所 又は ②純粋持株会社(L7282)
も特定最低賃金が適用されます。

○ 最低賃金に含めない賃金とは？

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外・深夜・休日労働に対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

用語の解説

○ 特定最低賃金における「適用除外労働者」で使われている主な用語の意味は以下のとおりです。

- (1) 「主として従事する者」とは、専ら当該業務に従事する労働者のほか、他の業務にも従事する労働者を含むが、月間の当該業務に従事する時間が当該労働者の月間総実労働時間の半分以上を占めているものをいう。
- (2) 「技能習得中のもの」とは、次に掲げる要件を満たす技能養成（OJTを含む）の対象となっている者をいう。
 - ① 当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について実施されるものであること。したがって、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験を有する者を対象とするものは含まれない。
 - ② 習得させるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
 - ③ 技能養成を実施する担当者又は責任者が定められていること。
- (3) 「雑役」とは、特に熟練や経験を必要とせず、容易に他の労働者で代替のきくような軽易な業務で、かつ当該事業における本来的業務（例えば製造業における連続した製造工程に組み込まれている業務、卸売・小売業における販売の業務等）でないものをいう。
- (4) 「小型手持動力機」とは、1人の人間が容易に持ち運びできうるもので、電力等の種類を問わず動力を用いるものをいう（片手若しくは両手に持ちながら操作する、ドリル、ドライバー、サンダー、グラインダー、トリマー、カッター、丸のこ、かんなど等の機械をいう。小型の動力機械であっても卓上に設置若しくは床に設置して使用する機械はこれに当たらない。）。
- (5) 「熟練を要しない」とは、簡単な指導及び説明により行うことができ、特別な技能、知識を要しないことをいう。
- (6) 「目視による……」とは、テスター等の機器を全く用いず、外観のみについて行うことをいう。
- (7) 「流れ作業の中で行う業務」とは、ベルトコンベア等の上で行う作業のほか、卓上等で行われる作業であっても、当該事業場内で連続している製造工程の構成要素となり、当該作業が仮に停止した場合に当該工程の連続性が保たれないようなものも含む。

*お問い合わせは 栃木労働局 賃金室（電話 028-634-9109）又は各労働基準監督署へ